

## 欧州単一特許と 統一特許裁判所の動向

統計データから見た単一特許利用、オプトアウト、侵害訴訟と無効訴訟

副所長・弁理士 黒木 義樹



### 1 はじめに

2023年6月1日、欧州単一特許制度が始まりました。欧州単一特許制度には、参加国に単一の特許を付与する「単一特許(UP)」に関する制度と、特許権侵害や特許無効等に関する裁判手続を統一する「統一特許裁判所(UPC)」に関する制度が含まれます。

制度開始前には、将来の単一特許(UP)の利用見込みや、「従来型欧州特許」の裁判管轄をUPCから外すオプトアウトなどについて、他社の動向を気にされることも多かったと思われます。

また、紛争解決オプションとして、UPCがどれほど利用されるのかについても注目されてきました。

本稿執筆時点(2023.10.17)では制度開始から4ヶ月が経過しており、欧州特許庁(EPO)やUPCなどにおいてデータが蓄積されてきています。本稿では、公開されているデータに基づいて、UPおよびUPCの動向についてお話したいと思います。

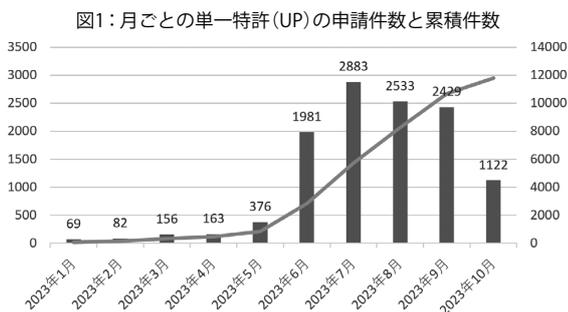
### 2 単一特許(UP)の利用状況

EPOは、欧州単一特許制度が開始された2023年6月1日より、「dashboard」<sup>1)</sup>を使って単一特許(UP)の利用状況を公表しています。本稿執筆時点(2023.10.17)での利用状況は下記の通りです。

単一特許(UP)の申請数: 11794件  
単一特許(UP)の登録数: 11278件

UP申請が審理中のもの(493件)、撤回されたもの(18件)、拒絶されたもの(5件)があるものの、全体の95.6%でUP申請が認められています。

次に、図1は月ごとの単一特許(UP)の申請件数と累積件数を示しています。制度開始の1ヶ月後である2023年7月にUP申請のピークが来ています。今後は、毎月2500件前後で推移していくのではと推測されます。



EPOにおいて2022年に登録された欧州特許の件数は8万件程度であることから、2023年も同程度の登録件数であると仮定すると、毎月7000件ほどの欧州特許が登録されると見込まれます。そして、UP申請の件数が毎月2500件程度とすると、UP申請の割合は35%程度と推測されます。なお、2022年は欧州特許の登録件数が極端に減少していることから、2021年の登録件数である約11万件を基準に考えても、UP申請の割合は30%弱と推測されます。

この30%という数字は、直近の欧州特許の登録件数とUP申請の件数から機械的に算出したものですが、筆者の実感としては高い印象があります。複数の欧州代理人と意見交換をしましたが、同じく「高い」という方もいれば、「その程度ではないか」という方もいました。もう少しデータが蓄積してくれば、より正確な傾向が掴めるものと思います。

次に、図2は単一特許(UP)の申請件数(2023.10.17まで)と出願人の居住国を示しています。参考までに、2022年における欧州出願件数も示しています。

図2: 単一特許(UP)の申請件数(2023.10.17まで)と出願人の居住国

	UP申請件数 (2023.10.17まで)	欧州出願件数 (2022年)
米国	1700	48088
ドイツ	2284	24684
日本	421	21576
中国	604	19041
フランス	891	10900
韓国	288	10367
オランダ	439	6806
イギリス	510	5697

図2に示すように、欧州出願の規模の割には、日本の出願人のUP利用は低調です。これに比べて、欧州各国はUPをより利用していることが伺えます。

### 3 「従来型欧州特許」のオプトアウトの状況

「従来型欧州特許」のオプトアウトの状況については、2023年6月末までに約53.5万件のオプトアウトが申請されたとの報告があります(報告1)<sup>2)</sup>。サンライズ期間が終わる直前が申請のピークであり、2023年5月30日の一日のオプトアウト申請は36000件を超えたようです。その後はオプトアウトの申請数は安定してきており、週に2700件程度の欧州出願と7600件程度の欧州特許についてオプトアウト申請されているようです。

また、サンライズ期間において約50万件のオプトアウトが申請されたとの報告があります(報告2)<sup>3)</sup>。これは、従来型欧州特許および欧州出願の約45-60%に対してオプトアウトが申請された

ことになるようです。

オプトアウト申請した申請人を出願国別にみると、EPOにおける欧州出願件数のシェアも加味して、米国とドイツはオプトアウトの傾向が強く、一方で、中国や韓国はオプトアウトの傾向は強くないようです。日本は、EPOにおける欧州出願件数のシェアと、オプトアウト件数のシェアとがバランスされており、極端な偏りが無いようです。

## 4 統一特許裁判所(UPC)の利用状況

UPCに登録されているケースは、UPCのホームページにある「Cases search」<sup>4)</sup>を使って検索することができます。

本稿執筆時点(2023.10.17)で「Cases search」を使って検索すると、63件の事案がUPCに登録されていることが確認できました。なお、データベースに反映されるまでの時間差等で、実際にはもう少し件数が多い可能性があります。

全63件の事案の内訳は、次の通りです。

### (1) 侵害訴訟(Infringement Actions)

侵害訴訟については、38件が提訴されています。ドイツの4つの地方部(Local division)に集中して30件提訴されており、その半数以上がミュンヘンで争われています。

イタリア(ミラノ)、フランス(パリ)、オランダ(ハーグ)の地方部でも特許権侵害が争われていますが、まだまだ件数は伸びていません。

一方で、件数はそれほど多くは無いものの、北欧バルト地域部に2件、フィンランド(ヘルシンキ)の地方部に1件の侵害訴訟が提起されており、北欧においてUPCの利用が進んでいます。北欧バルト地域部は、UPC唯一の地域部として設置された第一審裁判所であり、スウェーデン、リトアニア、エストニア、ラトビアをカバーします。

ドイツ	30
ミュンヘン	17
マンハイム	6
デュッセルドルフ	4
ハンブルク	3
イタリア(ミラノ)	3
北欧バルト	2
フィンランド(ヘルシンキ)	1
フランス(パリ)	1
オランダ(ハーグ)	1
合計	38

### (2) 保護措置申請(Application for Provisional Measures)

仮処分などの保護措置は6件が提訴されています。こちらも、ドイツの地方部に集中して提訴されています。

ドイツ	5
ミュンヘン	4
デュッセルドルフ	1
ベルギー(ブリュッセル)	1
合計	6

### (3) 無効訴訟および無効の反訴

#### (Revocation Actions and Counterclaims for Revocation)

無効訴訟については、15件が提訴されています。このうち、7割強に当たる11件がフランス(パリ)の中央部に提訴されています。パリの中央部は、電気、物理、繊維・紙、処理操作・運輸、固定構造物の特許を扱います。

ドイツ(ミュンヘン)の中央部には、4件の無効訴訟が提起されています。ミュンヘンの中央部は、機械工学、照明、加熱、武器、爆破、化学、冶金に関する特許を扱います。

ちなみに、ロンドンに代わってイタリア(ミラノ)に中央部が設置されることとなりましたが、ミラノの中央部は、生活必需品に

関する特許を扱います。ミラノの中央部には、まだ無効訴訟は提訴されていないようです。

フランス(パリ)	11
ドイツ(ミュンヘン)	4
合計	15

無効の反訴については、3件が提訴されています。通常、無効訴訟は中央部に提訴する必要がありますが、地方部・地域部に侵害訴訟が提訴された場合、被告はその地方部・地域部に特許無効の反訴をすることができます。

上記(1)で述べたように、UPCに侵害訴訟が38件提訴されていますが、被告は訴状の送達から3ヶ月以内に答弁書を提出する必要があります。よって、防御の一つとして被告による地方部・地域部への特許無効の反訴が増える可能性があります。

ドイツ(ハンブルク)	2
ドイツ(デュッセルドルフ)	1
合計	3

なお、従来型欧州特許(オプトアウトされていないもの)や単一特許(UP)を無効にする際には、統一特許裁判所(UPC)に無効訴訟を提訴することで、欧州単一特許制度の参加国であって欧州特許をバリデーションした国に影響を及ぼすことができます(セントラルアタック)。これ以外にも、欧州特許を取消す手段としては、EPOの異議申立(Opposition)があります。EPOの異議申立はUPCの無効訴訟と比べて費用が安く、また欧州特許の全指定期間に影響を及ぼすことができる点で、より強力なセントラルアタックとなります。一方で、特許付与日から9ヶ月の異議申立期間内に申し立てる必要があります。

現状では、UPCへの無効訴訟の提訴件数は僅かですが、毎年4000件程度の異議申立がEPOに申し立てられることを考えると、欧州特許の取消ニーズは高いものと思われます。今後判例が蓄積されていくことで、特にEPOでの異議申立期間を過ぎた特許に対して、UPCでの無効訴訟が増える可能性は十分にあると思われます。

### (4) 証拠保全

#### (Application for preserving evidence pursuant to RoP192)

UPC規則192-198には、証拠保全制度が明記されています。証拠保全は本案訴訟の開始後だけでなく、開始前にも申請することができますが、下記案件は極めて緊急な事案として申請されています。

オランダ(ハーグ)	1
合計	1

## 5 おわりに

本稿執筆時点(2023.10.17)では、UPCの利用はそれほど活発であるとは言えず、まだまだ様子見という感じを受けます。ただ、今後判例が蓄積されていくことで、UPCの利用が広がっていく可能性は十分にあると思われます。引き続き、注目していきたいと思えます。

【出典】※いずれもウェブサイトより入手可能

- 「dashboard」EPO: Statistics and trends center  
(<https://www.epo.org/en/about-us/statistics/statistics-centre#/unitary-patent>)
- 「UPC opt-outs: statistics and trends one month in」Kluwer Patent Blog  
(<https://patentblog.kluweriplaw.com/2023/07/02/upc-opt-outs-statistics-and-trends-one-month-in/>)
- 「Unified Patent Court, First 100 days」Hoffmann Eitle  
(<https://upc.hoffmanneitle.com/upc/presentations/230915-UPC-presentation-100-days.pdf>)
- 「Cases search」Unified Patent Court  
(<https://www.unified-patent-court.org/en/registry/cases>)